



# 島根県報

平成16年 3月31日 (水)

号外 第62号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.jp/>

## 目 次

### 条 例

島根県県税条例の一部を改正する条例

(税 務 課)

### 公布された条例等のあらまし

島根県県税条例の一部を改正する条例 (条例第28号)

#### 1 条例の概要

(1) 狩猟者登録税と入猟税を統合し、新たな目的税である狩猟税を創設することとした。

ア オのウの減免の権限は、支庁長等に委任しないこととした。(第3条関係)

イ 課税地は、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第55条第1項の規定により狩猟者の登録を受ける場所の所在地とした。(第4条関係)

ウ 賦課期日は、狩猟者の登録を受ける日とした。(第71条関係)

エ 徴収は、証紙徴収の方法によることとした。(第72条関係)

オ 次のいずれかに該当する者については、減免できることとした。(第73条関係)

(ア) 天災その他これに類する災害を受けた者

(イ) 貧困により生活のため公私の扶助を受けている者

(ウ) その他知事が特別の事情があると認める者

(2) 軽油引取税に係る改正 (第4条関係)

不正軽油を製造した者等が軽油引取税の連帯納税義務を負う場合の課税地は、当該不正軽油を製造する行為が行われた場所の所在地とした。

(3) 県民税株式等譲渡所得割に係る改正 (第15条の4関係)

特定口座の取扱者の範囲に、銀行、協同組織金融機関又は登録金融機関を加えることとした。

(4) 不動産取得税に係る改正 (第24条関係)

密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律に規定する防災街区整備事業に伴い施行者が取得した不動産について、徴収猶予を受けようとする場合には申告しなければならないこととした。

(5) その他規定の整理

#### 2 施行期日

平成16年 4月 1日から施行することとした。ただし、1の(2)は、平成16年 6月 1日から施行することとした。

条 例

島根県県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成16年3月31日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県条例第28号

島根県県税条例の一部を改正する条例

島根県県税条例（昭和51年島根県条例第10号）の一部を次のように改正する。

目次中「第9節 狩猟者登録税（第54条 第56条）」を「第9節 削除」に、  
「第3節 入猟税（第71条）」を「第3節 狩猟税（第71条 第73条）」に、  
「（第72条・第73条）」を「（第74条・第75条）」に改める。

第3条第1項第7号中「、第56条第3号」を削り、「又は第70条第2号」を「、第70条第2号又は第73条第3号」に改める。

第4条第1項の表狩猟者登録税の項を削り、同表軽油引取税の項中「若しくは事業所」の次に「（法第700条の4の2第2項において事業所等とみなされるものを含む。）」を加え、同表に次のように加える。

|     |   |
|-----|---|
| 狩猟税 | 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第55条第1項の規定により狩猟者の登録を受ける場所の所在地 |
|-----|---|

第15条の4中「証券業者」を「証券業者等」に改め、「租税特別措置法」の次に「（昭和32年法律第26号）」を加える。

第24条第2項中「及び第10項」を「、第10項及び第12項」に改める。

第35条第3項中「第72条」を「第74条」に、「同条第1項第1号」を「同条第1項」に改める。

第46条第1項第10号中「第98条第1項」を「第99条第1項」に改める。

第2章第9節を次のように改める。

## 第 9 節 削除

## 第54条から第56条まで 削除

「第 3 節 入猟税」を「第 3 節 狩猟税」に改める。

第71条（見出しを含む。）中「入猟税」を「狩猟税」に改める。

第73条を第75条とし、第72条を第74条とし、第 3 章第 3 節中第71条の次に次の 2 条を加える。

（狩猟税の徴収の方法）

第72条 狩猟税の徴収は、証紙徴収の方法による。

（狩猟税の減免）

第73条 知事は、次の各号のいずれかに該当する者については、その者が知事が定める期限までに申請した場合には、狩猟税を減免することができる。

- (1) 天災その他これに類する災害を受けた者
- (2) 貧困により生活のため公私の扶助を受けている者
- (3) その他知事が特別の事情があると認める者

## 附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成16年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 4 条第 1 項の表軽油引取税の項の改正規定は、平成16年 6 月 1 日から施行する。

（狩猟者登録税に関する経過措置）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に狩猟者の登録を受けた者に対して課する狩猟者登録税については、なお従前の例による。

（狩猟税に関する経過措置）

3 この条例による改正後の島根県県税条例（以下「新条例」という。）の規定中狩猟税に関する部分は、施行日以後に狩猟者の登録を受ける者に対して課すべき狩猟税について適用する。

（入猟税に関する経過措置）

4 施行日前に狩猟者の登録を受けた者に対して課する入猟税については、なお従前の例による。

(軽油引取税に関する経過措置)

- 5 新条例第4条第1項(軽油引取税に係る部分に限る。)の規定は、平成16年6月1日以後に製造された軽油の販売、消費又は譲渡に対して課する軽油引取税について適用する。

(不動産取得税に関する経過措置)

- 6 新条例第24条第2項の規定は、施行日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。